

令和 7 年
第 3 回定例会議事録

令和 7 年 3 月 19 日

泉大津市教育委員会

令和7年3月19日（水）午前9時より令和7年第3回泉大津市教育委員会会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	鍋谷 芳比古
教育政策課長	大塚 和弘
指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
指導課参事	三綿 正義
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	尾下 未彩

案件

日程第 1 議案第 9 号 泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員の委嘱について

日程第 2 議案第 10 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

日程第 3 議案第 11 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について

日程第 4 議案第 12 号 泉大津市教育委員会に関する規則等の一部を改正する規則（案）について

日程第 5 議案第 13 号 泉大津市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程（案）について

日程第 6 議案第 14 号 第2次泉大津市教育振興基本計画の策定について

日程第 7 議案第 15 号 「令和7年度 学校園に対する教育方針」について

日程第 8 議案第 16 号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第 9 議案第 17 号 泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第10議案第18号 市立総合体育館の臨時休館について

日程第11報告第6号 動産の取得について

日程第12報告第7号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

日程第13議案第19号 令和6年度教育委員会表彰被表彰者の追加決定について

日程第14議案第20号 令和6年度泉大津市一般会計補正予算について

日程第15議案第21号 令和7年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について

日程第16議案第22号 令和7年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について

議事録署名委員

教育委員 西尾 剛

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

- 竹内教育長 令和7年第3回教育委員会会議定例会の開会宣言
- 令和7年第2回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第 9 号 泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員の委嘱について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、当該外部委員に関しては、泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行に関する点検及び評価外部委員設置要綱に基づき、教育に関して学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱すると規定されていることにより諮るものでございます。

根拠法令は記載の通りでございます。

3の定員及び任期における委員の任期につきましては、これまで「委嘱した年度内」としていたものを、複数年にわたり事業を観察することで、その経過観察を継続的、効果的に実施できること、複数年度の委嘱により外部委員は知識を蓄積することができ、事業内容をより深く理解した上で評価すること、また、事業内容を継続的に確認することで、長期的な視点での提案やアドバイスが可能となることなどを趣旨として、「2箇年度」に改正したものでございます。

4の候補者につきましては、別紙1、2ページをご覧ください。

2名を候補者としておりまして、1人目が、伊井義人氏、大阪公立大学大学院文学研究科教授でございます。2人目が宮橋小百合氏、和歌山大学教育学部准教授でございます。

当該2名を令和7・8年度の外部評価委員として委嘱したいと考えております。

※議案第9号可決

△日程第 2 議案第 10 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、令和7年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき、臨時に教育長に代理させることについて諮るものでございます。

根拠法令といたしまして、委員の任命については、泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第7条において、教育委員会が任命することと規定されておりますが、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第3条において、教育委員会の議決により、同規則第2条で掲げる事務を臨時に代理させができるという規定によるものでございます。

本件をご承認いただきましたら4月1日付で、学校長からの推薦による候補者について、その是非を検討の上、委員としての任命を行い、同月の教育委員会会議でその報告をいたします。

※議案第10号可決

△日程第 3 議案第11号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うもので、その実施について諮るものでございます。

根拠法令は記載の通りでございます。

内容について説明いたしますので、別紙2、5ページをご覧ください。

本日、本件につきましてご承認いただけましたら、4月から6月にかけて、事務事業評価に係るシートを各課が作成いたします。その上で6月から7月にかけて、外部委員による書面評価を経て、評価対象事業を抽出していただき、8月にヒアリングも含めた点検・評価を受けます。

そしてこれまでの経緯・評価結果等を報告書としてまとめ、10月の教育委員会会議でご審議いただいた上でご承認いただきましたら、市議会及び市民に報告、公表をいたします。

※議案第11号可決

△日程第 4 議案第12号 泉大津市教育委員会に関する規則等の一部を改正する規則（案）について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、組織機構の一部再編に伴い、泉大津市教育委員会に関する規則等における一部改正を行うものでございます。

2の改正内容については後ほど説明いたします。

3の施行期日でございますが、改正後の規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。

それでは内容について説明いたしますので、別紙3、7ページをご覧ください。

前回の定例会で説明いたしましたとおり、教育部を廃止し、事務局に事務局長を置き、スポーツ青少年課を廃止することにより、第1条といたしまして、泉大津市教育委員会に関する規則の一部を次のように改正するものでございます。

第9条第1項及び第2項ただし書中「教育部長」を「局長」に改めるものでございます。

続きまして、第2条といたしまして、教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則の一部を次のように改正するものでございます。

第3条及び第4条中「教育部長」を「局長」に改めるものでございます。

続きまして、第3条といたしまして、泉大津市教育委員会公印規則の一部を次のように改正するものでございます。

別表7の項名称の欄中「教育部長」を「教育委員会事務局長」に改め、同項用途の欄中「教育部長名」を「事務局長名」に改め、同項管理者の欄中「教育部長」を「事務局長」に改めるものでございます。

また、別表中32の項を削り、同表33の項書体の欄中「同」を「てん書」に改め、同項を同表32の項とし、同表中34の項を33の項とするものでござい

ます。

続きまして、第4条といたしまして、泉大津市就学支援委員会規則の一部を次のように改正するものでございます。

第9条中「教育部」を削るものでございます。

続きまして、第5条といたしまして、泉大津市スポーツ施設運営委員会規則の一部を次のように改正するものでございます。

第8条中「教育部スポーツ青少年課」を「生涯学習課」に改めるものでございます。参考といたしまして、8ページから10ページにわたっておりますが、それぞれの規則における新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

※議案第12号可決

△日程第5議案第13号 泉大津市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程（案）について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、組織機構の一部再編に伴い、泉大津市教育委員会事務局処務規程等における一部改正を行うものでございます。

2の改正内容については後ほど説明いたします。

3の施行期日でございますが、改正後の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

それでは、内容について説明いたしますので、別紙4、12ページをご覧ください。前回の定例会で説明いたしましたとおり、教育部を廃止し、事務局に事務局長を置き、スポーツ青少年課を廃止することにより、第1条といたしまして、泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を次のように改正するものでございます。

第1条といたしまして、泉大津市教育委員会に関する規則第8条第2項の規定に定める泉大津市教育委員会事務局の内部組織は次のとおりとするもので、生涯学習課にスポーツ青少年係を置くものでございます。

第2条第2項中「教育部長」を「局長」に、「教育部内」を「事務局内」に改めるものでございます。

第3条の見出し中「教育部長等」を「局長等」に改め、同条第1項中「教育部（以下「部」という。）」を「事務局」に、「教育部長」を「局長」に改め、同条第2項中「部」を「事務局」に改め、同条第3項中「部」を「事務局」に、「部参事」を「事務局参事」に改めるものでございます。

第5条の見出し中「部の」を削り、同条中「部」を「事務局」に改め、生涯学習課の項に次のように加えるものでございます。第5条中スポーツ青少年課の項を削るものでございます。

続きまして、第2条といたしまして、泉大津市教育委員会所管事務専決規程の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第4号中「教育部長」を「局長」に、「平成24年泉大津市教育委員会規程第1号」を「平成30年泉大津市教育委員会規程第1号」に、「教育部（以下「部」という。）」を「教育委員会事務局（以下「事務局」という。）」に改め、同条第5号から第7号までの規定中「部」を「事務局」に改め、同条第8号中「部参事」を「事務局参事」に、「部」を「事務局」に改めるものでございま

す。

第4条及び第6条中「教育部長」を「局長」に改めるものでございます。

第7条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「教育部長」を「局長」に改め、同条第3項中「第一項」を「第1項」に改め、「部参事」を「事務局参事」に、「教育部長」を「局長」に改めるものでございます。

第8条第3項中「第一項」を「第1項」に改めるものでございます。

第9条、第13条の見出し並びに同条第2項及び第3項中「教育部長」を「局長」に改めるものでございます。

別表第1共通専決事項第1項の表中「教育部長」を「局長」に、「部参事」を「事務局参事」に改めるものでございます。

別表第1共通専決事項第2項の表、別表第2個別専決事項第1項の表及び別表第2個別専決事項第2項の表中「教育部長」を「局長」に改めるものでございます。

別表第2個別専決事項第3項の表中「教育部長」を「局長」に改め、同表に次のように加えるものでございます。

別表第2個別専決事項第4項の表を削るものでございます。

続きまして、第3条といたしまして、泉大津市教育委員会文書規程の一部を次のように改正するものでございます。

第8条中「「部長」」を「「局長」」に改めるものでございます。

続きまして、第4条といたしまして、泉大津市立幼稚園教員任用委員会規程の一部を次のように改正するものでございます。

第6条中「教育部長」を「局長」に改めるものでございます。

参考といたしまして、16ページから27ページにわたっておりますが、それぞれの規定における新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

◆教育委員（奥健一郎）意義・目的としては、管轄する部局をさらに包括的にして権限を強化するという意味で行うのでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）まず、教育部を廃止する趣旨といたしましては、本来、教育委員会事務局は、市長部局と独立した行政組織であるところ、教育部という名称がついていることで、市長部局の他の部長と横並びになっているという実態がありましたので、独立した行政組織であるということを明確にするために教育部を廃止します。スポーツ青少年課の廃止につきましては、効率的な行政執行というところで、こちらも改正に至りました。

※議案第13号可決

△日程第6議案第14号 第2次泉大津市教育振興基本計画の策定について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、これまで説明してまいりましたように、教育分野の最上位計画である泉大津市教育振興基本計画の計画期間が令和6年度をもって満了することに伴い、教育基本法第17条第2項に基づき、第2次泉大津市教育振興基本計画を策定するものでございます。

根拠法令については記載の通りでございます。

計画（案）については別紙をご覧ください。

このたび策定いたします計画（案）につきましては、昨年10月度定例会で説明させていただいたのち、パブリックコメント実施により、その結果につきまし

ても、令和7年2月度定例会で報告をさせていただきました。

パブリックコメント等を踏まえ、本定例会で説明いたしました計画（案）に修正がございませんので、内容の説明は割愛させていただきます。

本計画内容をもちまして、成案にしたいと考えておりますので、何卒よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

※議案第14号可決

△日程第7議案第15号 「令和7年度 学校園に対する教育方針」について

◎指導課長（藤谷考志） 趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示すものであり、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項により、学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関する教育事務を教育長に臨時に代理させることができるとあることから、審議内容といたしまして、令和7年度の学校園に対する教育方針策定に係る事務を臨時に教育長に代理させることについて諮るものでございます。

現在（案）になりますが、教育方針案についてご説明いたします。

まず別冊資料のタイトルの裏面をご覧ください。

今年度から、単に学校園に対する教育方針とするのではなく、教職員の皆さんに少しでも身近な存在として、本教育方針を手に取って読んでいただきたいという思いから、親しみのあるタイトルをつけさせていただきました。タイトルといたしました、この「Connecting the dots」はスティーブ・ジョブズがスピーチで語った言葉から取っております。直訳は点をつなぐという意味ですが、ジョブズの言った意味合いに加えまして、本市の今までの教育振興基本計画及び第2次教育振興基本計画でも、教育と教育をつなぐ、次世代へつなぐということを大切にしてきたということも、このタイトルとした理由であります。

本市のイメージキャラクターである、おづみんの点つなぎの絵も表紙に描かせていただいております。

次に、全体の構成になりますが、昨年度から取り組みの重点を本編の中に記載する形としており、今年度からは、前年度の取り組みの総括も本編の中に記載しております。その総括ですが、指標が数ヶ所、今年度分の結果が出そろっておりませんので、その箇所は網かけしております。4月には追加させていただきたいと思っております。

では、本編の説明に移ります。

昨年度から、追記変更された箇所は、冊子においては、少し薄い色で記載しており、データでは、朱書きで網線を引いておりますので、その部分を中心にご説明いたします。

それでは、3ページ「第1章 確かな学力の定着と学びの深化」となります。

4ページご覧ください。

まず重点ですが、1点目、こちらでは学力向上プラン、令和6年度から3カ年計画で策定させていただいております。こちらについて示しております。

続いて4点目、ここでは学習者主体の学びへの転換ということで、授業づくりについて示しております。

続いて5点目は、情報活用能力の育成、府が作成した「大阪府情報活用能力ス

「テップシート」を活用してくださいということを記載しております。

6点目では、学校図書館の活用について、7点目で、本市で力を入れて取り組んでいる「泉大津式英語イマージョン教育」について示しております。

5ページから、本編に入り、1つ目が授業づくりについてです。

この中の5点目、現在子どもたちは1人1台端末を使っておりますが、その扱い方が少し課題となっておりますので、落下等によって破損しないように取り扱うことを示しております。

6ページをご覧いただきまして、2点目が、家庭での自学自習力の定着、3点目が、読書活動の推進、4点目が、英語力の向上となっております。

7ページでは、英語力の向上の中で、4点目では、府が作成した「STEP in OSAKA」や「BASE in OSAKA」についても有効に活用してくださいという旨を記載しております。

5点目が国際理解教育の推進となり、8ページからは、総括となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

11ページからは(2)、支援教育の充実になります。

重点では、1点目と3点目で、今年度から本格導入いたしますLITALICO教育ソフトの活用について示しております。

4点目では、市内リーディングチームと支援学校リーディングスタッフを活用した、支援教育の充実について記載しております。

本編に入りまして、1「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進」、2「支援教育における専門性の向上の推進」、3「シームレスケアの推進」となっております。

14ページから「第2章 豊かな心と健やかな体の育成」になります。

15ページ、(1) 豊かな心の育成です。

重点に入りまして、1点目が、人権教育について記載しております。人権教育については、現在府が作成している「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を活用することということで、大阪府でも、ネット上の偏見・差別が課題となっておりますので示しております。

4点目では、現在、日本語指導を受ける子どもたちが増加しており、今年度から新しくなりました教育支援センターの中に、泉大津市日本語指導センターを開設いたしますので、こちらについて記載しております。

続きまして6点目では、道徳教育について記載しております。

16ページから本編に入り、1「人権尊重の教育の推進」、2「道徳教育の充実」、3「子ども理解の充実によるいじめ・不登校・暴力行為等への取組みの推進」となっております。3につきましては、18ページから詳細を記載しております。

まず、いじめの取組みです。いじめの取組みの中の小さな点の4つ目では、いじめ重大事態時に、国から作成されております「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた対応を行うことと示しております。

次に不登校への取組みになります。19ページの小さな点の4つ目では、今年度から全校導入いたします校内教育支援ルームの活用について、その次の点で、教育支援センターとフリースクールとの連携について記載しており、最後が、暴力行為等への取組みとなっております。

20ページの、成果指標の4点目では道徳の指標について追記しております。そのあと総括となります。

次に23ページ、(2) 健やかな体の育成です。

本編ですが、1「子どもの体力の向上」、2「食に関わる取組みの充実」、3

「健康づくりの推進」となっております。食に関わる取組みの充実の中の1点目では、アレルギー対応について、4点目では食育について記載しております。特に、食育については、個別的な相談指導を充実させるということが、課題となっておりますので、記載しております。

続きまして、25ページ、「第3章 将来を見据えた自主性・自立性の育成と地域・家庭との協働」になります。

26ページになりますが、(1)就学前教育の充実と系統的な指導の実施となり、重点の中の3点目、本市の中でずっと力を入れて取り組んでいる就学前と小学校との連携になりますが、令和7年度から、研究委員会の名前を、「いちご接続研究委員会」から国の言葉を使いまして「いちご架け橋研究委員会」と変更しております。

本編に入りまして、1「就学前教育の質の向上」、2「就学前施設と小学校の円滑な接続」、3「一貫教育の実施及び充実に向けての系統的な指導の実施」、4「キャリア教育の推進」となります。3の3点目、今年度はリーディングスキルテストを中学1年生も受けますので、小学校でも結果分析を共用しながら活用していただければという旨を記載しております。

続きまして29ページ、(2)多様な主体との協働となり、本編が1「悩みや不安を抱える子ども・保護者の支援」、2「家庭教育支援・親学習の推進」、3「学校運営への地域の関わりの推進」ということでコミュニティ・スクールについて記載しております。4「家庭・地域の教育力向上の支援」、5「放課後の子どもの居場所づくりの推進」となっております。

続きまして32ページ、「第4章 子どもをはぐくむ学校力・教師力の向上」です。

33ページ、(1)学校経営力の向上です。

重点では、2点目、現在、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を活用しておりますが、こちらを活用しながら、研修受講履歴等を活用した対話に基づく受講奨励を行いましょうということで記載しております。3点目では、長時間勤務に対する意識改革について記載しております。

本編に入りまして、1「計画的な学校経営」、2「教職員の多忙の解消に向けた取組み」となっております、その中の1点目では、働き方改革の目的として、子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図るためという目的を記載しております。3「教職員の健康面での配慮と支援」となっております。

続きまして36ページ、(2)教職員の資質・能力の向上です。

本編では、1「教職員研修の充実」、ここでは2点目に、生成AI等の普及によりまして、教員も新たな知識・技能の習得が必要であること、3点目では、自分ごととなる校内研究を行うこと、6点目では、教科担任制について実施に努めることということを記載しております。

続きまして、2「教職員の服務」についてですが、1点目、非常勤職員も含めて、服務規律を考えてくださいということ、2点目では、SNS等による私的なやりとりについても記載しております。

続きまして38ページ、「第5章 学びを支える環境整備と社会教育の推進」です。

39ページ(1)安全安心な学びの充実です。本編の1「防災教育の推進」では、1点目、2点目、南海トラフ地震をイメージした防災教育ということを記載しております。2「学校の安全管理・通学路の安全確保」、3「生活・交通に潜む危険に関する学習の推進」となります。3の1点目では、自転車の乗り方とマナーについて、法律の改正に伴い、記載しております。

続きまして、40ページ、4「熱中症予防の徹底」です。

41ページ、(2) 地域の豊かな学びの育成で、本編では、1「文化芸術を通じた教育の推進」、2「地域資源を生かした教育の推進」、3「多世代による協働的な学びの推進」となっております。

◆教育委員（奥健一郎）32ページから33ページにある学校経営力の向上は学校経営のことだと思いますが、全体を見ると、教職員への取組みを非常に重視されていて、非常に充実したものができると思っております。その一方で、学校でも会社でも、組織というのはトップの器以上にならないので、経営となるとトップの資質が問われると思います。その観点から見ると、校長のリーダーシップのもとということで進んでいますが、その校長にリーダーシップあるかどうかという部分に対する研修や向上のためのプログラム等が欠けたままだと教職員の向上の取組みを行っても、なかなか向上しないと思いますが、校長に対するリーダーシップ研修やプログラムというのは、何がありますでしょうか。

◎指導課長（藤谷考志）校長のリーダーシップにつきましては、まさにその通りかなと思っており、本市でも管理職研修を定期的に実施しており、その管理職研修の中では、他校の取組みを知ることで、その取組みを参考にできるようにしたり、指導課から課題だと思っていることを伝えたり、年間で市内において行っている管理職研修中の1回は今、奥委員におっしゃっていただいた内容を課題として、学識の方を呼んだ研修を行ったり、3市1町が協力して管理職研修を行ったりしております。その中で、学校マネジメント等の研修をしております。

◆教育委員（奥健一郎）今おっしゃった組織マネジメント研修というのは、なかなか、ご存じない分野でもあると思いますので、そこが補強されればより良くなるのではないかと思いました。

◆教育委員（西尾剛）18ページに不登校について記載があり、不登校傾向がある等、分けて書いてありますが、教師は当然の共通の理解ということでおろしいですか。

◎指導課長（藤谷考志）共通の理解になって欲しいという思いはあります。

◆教育委員（西尾剛）法的にこうしないといけないという、支援を受けるのは不登校の方ですよね。なので、不登校の基準が概ね30日ということで、10日や20日休んでいる場合は、不登校ではないという回答でおろしいですか。

◎指導課長（藤谷考志）法的にはそうですが、今年度から全校で導入する校内教育支援ルームにしましても、不登校の傾向がある子や30日に達していない子についても対象としてやっていきましょうということで、学校に話をしておりますので、30日できっちりと切るというわけではございません。これに関しましては、市内の不登校対策委員会や研究委員会等で研修を行っております。

◆教育委員（西尾剛）不登校や不登校傾向や兆し等、色々な言葉が出てくるので、何をもって不登校なのか共通認識としていないと、教師によって不登校の考え方があななてくると思いますが、その辺はどうでしょうか。

◎指導課長（藤谷考志）30日が不登校で、それまでは不登校の兆しというところは、ほとんどの先生が理解されているものと思っています。

◆教育長（竹内悟）各学校の担任の先生は、この統計数字を出さないといけないです。

欠席の数字を教務や生徒指導の先生に渡して不登校傾向や不登校の子という形で欠席の日数を集約して、学校ごとで、指導主事に数字が出てきて不登校という判断をします。ややこしいのが、過去に校長の判断で、学校に来ていても出席扱いにできるという判断ができましたが、その出席扱いは、学校の中では出席扱いになりますが、大阪府の不登校の数のカウントの仕方では、それも欠席と出さ

ないといけません。そこが、小学校や中学校の先生方でも、生徒指導をしっかりと理解している先生でないとわからないかもしれません。

- ◎指導課長（藤谷考志）コロナ禍のタイミングで変わりまして、例えば、教育支援センターのスマイルステーションに通っているお子さんについては、以前は通っていたら、出席扱いでしたが、大阪府に提出するものについては、スマイルステーションに通っている日数については、欠席とも別の日数を入れる欄がありまして、欠席とその日数の両方足して30日以上で不登校になりますので、スマイルステーションに通っている日も、不登校のカウントに含まれることとなります。
- ◆教育委員（西尾剛）スマイルステーションに通っていても、大阪府に報告する上では不登校になるということですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）そうです。
- ◆教育委員（西尾剛）今もそういう考え方ですか。
- ◆教育長（竹内悟）コロナ禍前までは、例えば、担任の先生が家庭訪問し、顔を見たら、校長判断で出席にすることも可能でした。理由としましては、世の中がその時代に、そんな出席日数で中学卒業できるのかというような、議論が少し出たことがあって、校長はそれに伴い、家庭訪問を行った上で出席扱いとして認めていた時代がありました。そしてコロナ禍からコロナ明けぐらいでややこしくなっているのは事実ではあります。
- ◆教育委員（池島明子）タイトルの説明のところですが、この冊子は誰が見るという想定でしょうか。
- ◎指導課長（藤谷考志）この冊子は、学校の先生方に見ていただく事を想定しています。
- ◆教育委員（池島明子）子どもたちの目には触れないということでしょうか。
- ◎指導課長（藤谷考志）子どもたちの目には触れないと思います。
- ◆教育委員（池島明子）このタイトルの説明のところに、「私たちの点は、もちろん子どもたちへつながります」と書いてありますが、子どもたちも、自分の学びが、1つ1つがバラバラなものではなく、人とつながることも学びになりますし、1つ1つの積み重ねが成長させていくことにもつながるのではないかなと思いましたので、このタイトルのようなことが、教育では大事なんだなということを子どもたちにも伝わればいいなというふうに少し思ったので、このタイトルのこの言葉の説明の中に、そういったこともイメージしているということが含まれれば、いいのかなというふうに思いました。また子どもたちに配らないんだったら、なぜ「0から75をつないでみよう」という説明が前にあるのかなと思いました。
- ◎指導課長（藤谷考志）先生方が教育方針を見ていないという声をいただくので、少しでも先生方の興味を引き、先生たちの中で、「あの点つなぎの資料見た？」等の会話になってくれたら嬉しいなという思いでこの表紙となりました。
- ◆教育長（竹内悟）まず、この元になる、大阪府から出ている各市町村における指示事項があります。それは過去冊子で出てきて、市教委に回ってきて、そこから校長のところへ行って、そこで止まっているという状態でした。それを何とかしないといけないということで、校長には投げかけますが、管理職を目指している先生にはこれ読みなさいというような形で回ってしまい、国の流れ・府の流れ・泉大津市の流れが全部リンクしているということはなかなか理解できないので、教育振興基本計画も国や府とリンクしているのと同様に、この教育方針も、こことここがリンクしているということを、教員に知ってもらわないと、自分のやっていることが今、国の流れのどの部分で動いているかということが理解できないのではないかということを、色々と話をし、校務支援システムで管理職の先生に、

先生たちへ送って欲しいという思いもあるので、管理職の先生から少し説明を加えて、全教員にデータで送ってくださいということで、送っております。

◎指導課長（藤谷考志）校務支援システム上でデータを受けると対象の先生全員にデータで共有できるようになっています。

◆教育委員（奥健一郎）興味を引くようにということで非常にいいと思いますが、この裏面にあるスティーブ・ジョブズの有名なスピーチ「過去の経験が、いつか何かにつながる。いつか何かにつながるなら、それは失敗とは言えない。」だから、その点と点をつなぐことで、その効果がより高まるものと考えているというのはまさにそうですが、1番大事なことは、点と点をつなごうと思わないといけないということです。その自主独立という面についてはまずその先生自体がそういう自主独立の精神でやると思わないやりようがないので、そこからではないのかなと思います。

◆教育委員（西尾剛）非常に工夫されていると思います。ただ、管理職は国の方針や教育委員会の考え方を自分の仕事に関係するので読むと思いますが、一般的の教師は、専門的に自分なりの考えもありますし、目の前の自分の受け持ちの子どもをいかに教育するかに精一杯で、国や全体の方針については、教育方針を最後まで読んで自分もこうしないといけないとなかなか思わないと思います。本当に徹底するのであれば、作成して渡すのではなく、管理職が口頭で説明や指導をしない限りなかなか頭の中には残らないと思います。

◆教育長（竹内悟）小学校では全体会があるので、そういう場面に、次期学習指導要領の流れ等を言いながら、現在、小学校の先生方が各学校で特色ある取組みをしている内容はこことリンクしていて、次はこういうことを要求されるから、準備はしないといけないという啓発はずっと投げかけていて、小学校の先生は、今の学習指導要領の改定の時には、しっかりと順応していきましたので、小学校の学力は全国平均ぐらいまで上がりましたが、中学校は、2000年の時の学習指導要領の改訂の評価と指導の一体化の時に、何にも変わっていません。理由としては、学習指導要領は相対評価から絶対評価に変えなさいとあり、日本全国でも絶対評価に変わっているにも関わらず、大阪の中学校だけが相対評価のままで、10年間引き続いていきましたので、「変わる」という認識が非常に薄くなってしまっています。ただ、それを経験している先生が40代、50代になっている状況で、若い先生方は上の人からしなくていいと言われると、学んでいかないという悪循環に陥ってしまっているのが今の中学校です。

◆教育委員（奥健一郎）要するにここで議論されている教育長や事務局の方の熱い思いや願いと現場の先生とをつなぐ部分で乖離があるので、そこを直す別の手段が必要ですね。

◆教育長（竹内悟）大分変わってきており目を通すようになりつつあるのも事実です。

◆教育委員（池島明子）これとは別でもいいですが、先生方が読むお時間がなかったら、子どもたちが、僕らの今年の勉強のテーマは「Connecting the dots」と子どもたちがそのキーワードとスティーブ・ジョブズさんの言葉を子どもたちに教育委員会からダイレクトに届けて、それが例えば英語や学校の勉強、本を読む、いじめをしない等ということを子どもにわかるように簡単にして、あなたは今年いくつつなげることができましたか等、先生はよく読んでいただくという努力をしているが、先生が忙しくて読めなかつた場合、直接子どもたちにもダイレクトに、「今年はこれを目指して頑張ろう」と届けるということをやってみるというのはいかがでしょうか。

◆教育長（竹内悟）子どもが中心で行うというのは、ルールメイキングに匹敵する

と思います。それを具現化しているのが小津中学校で、小津中学校は4月の最初の職員会議に子どもたちが今年1年間で自分たちは何するというのを、職員会議で子どもたちが、先生が言う前に先に話します。それを受けた先生方が動き出すというような流れになっており、誠風中学校が昨年末ぐらいからルールメイキングが少し軌道に乗り出しています。そういう流れの中で、校長のトップダウンばかりではなく、中学生と交えて、学校の特色ある経営方針を踏まえてやっている学校も徐々には出てきているので、あえてこちらから示すというよりも、先進学校を見ながら、誠風と東陽がどのように進んでいくのかについて、教育委員会は指導助言やアドバイス入れながら、進んだらいいなと思います。

※議案第15号可決

△日程第8議案第16号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会的信望がある者であって、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者の中から、各学校の校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものでございます。

根拠法令は記載の通りになっております。

任期は1年間で、委嘱期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

候補者は31ページの別紙5に記載の通りとなり、昨年と変更がございましたのは、誠風中学校のみとなります。

※議案第16号可決

△日程第9議案第17号 泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）趣旨は、泉大津市におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民にスポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員が令和6年度末で任期満了のため、令和7年度及び令和8年度における泉大津市スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。

根拠法令は記載の通りで、任期は2年間です。

委嘱期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日となっており、候補者は別紙6の通りでございます。

33ページをご覧ください。

新旧対照表となり、左側が現在、右側が今後2年間委嘱予定をしている候補者となります。

現在の委員から3名が辞退を申し入れており、そこから2名が新規で入る予定となり、合計19名で、委嘱を進めていきたいと思っております。

今回新規で入られる方の2人についての経歴を少しご紹介させていただきます。

1人目が、松井望々香さんで、現在大学4回生で大阪体育大学の女子野球部に

所属されておりました。彼女は、市の事業として大阪体育大学と連携事業がありましたが、その運営側で参加していたり、総合型スポーツクラブのイベントの手伝いをしていたりなど、積極的に事業に関わっているとともに、推進委員の活動に興味を持っていることから、委嘱をさせていただきたいと思っております。

続きまして、大谷忠さんですが、大阪体育大学出身で、忠岡町で教員を長くされており、バレーボールの指導歴も長く経験されております。

現在、本市の教育支援センターに勤務されており、これまでの経験を生かし、地域のスポーツ活動推進に参画する興味を持っていることから、委嘱をさせていただきたいと思っております。

◆教育委員（奥健一郎）辞退された方の理由は何でしょうか。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）まず、山崎さんと鈴木さんですが、経歴も長く、年齢的なところもあり活動が大変というところから、辞退されています。金原さんにつきましては、防災委員など地域活動をたくさんされている方で、多忙なことから、他の活動でなかなか推進委員の活動に参加できないというところから、辞退されています。

◆教育委員（奥健一郎）スポーツ推進に係る体制の整備というのは、スポーツの技術的指導というよりは、もっとスポーツやりましょう等の呼びかけや何かイベントがあった場合、そのサポートや準備を率先してやる等のことで、それが大変ということでしょうか。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）そうですね。なかなか会議やイベント等に顔が出来ないというところです。

◆教育長（竹内悟）泉大津市のスポーツ推進委員は40年程前にニュースポーツを紹介していくこと、例えばインディアカを学校に配る等をして、スポーツ推進委員がまず練習をして、各学校の先生方や子どもたちのところに訪問したりしていましたが、最近では、ボッチャを推進しております。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）おっしゃっていただいたように、大阪体育大学の講師の方でボッチャを教えていただける方もいるので、そういう方々と学校の先生をつないでというようなこともあります。

※議案第17号可決

△日程第10議案第18号 市立総合体育館の臨時休館について

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）趣旨は、令和7年度の運営にあたり、総合体育館がイベント会場になる等、通常の体育館運営が困難になる日があることから、総合体育館の臨時休館日をお諮りするものでございます。

まず、令和7年4月1日でございますが、指定管理者が入れかわることにより、事務室、設備等の更新作業があることから、休館日とさせていただきます。

続いて、4月29日ですが、これは指定管理者主催のイベントが開催されるから、通常の利用は停止させていただきます。10月11日は、だんじり祭りがあり、体育館前の道路でパレードされることから、入館者がそこに入ることができないことから休館とさせていただきます。11月9日は本市のスポーツフェスティバルを開催することから、一般利用を停止させていただきます。令和8年1月11日及び12日は、二十歳のつどいを開催するにあたり、休館させていただきます。

なお、本来休館日である1月13日及び14日を開館日に変更しております。
また、利用者には広報紙やホームページ等で周知する予定です。

※議案第18号可決

△日程第11報告第6号 動産の取得について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、動産の買入れにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条並びに第3条により、教育長が代理で市議会に上程し、承認可決されたので報告するものでございます。

なお、今回の案件は例外的措置でありますと、動産の買入れについては、本来、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産を取得していただため、追認という形で議決を求め、承認されたので報告するものでございます。

根拠法令は記載のとおりでございます。

それでは順次、関係課より該当案件についてご報告いたします。

まず、教育政策課でございます。別紙7の37ページをご覧ください。

1. 取得した動産につきましては、泉大津小学校給食用牛乳で、2. 取得予定金額は、2,732万4,000円、3. 取得予定数量は、44万本でございます。4. 契約の方法は随意契約で、5. 契約の相手方は、所在、羽曳野市誉田3丁目3番15号、名称は株式会社サンエッセン、代表取締役、山口利昭でございます。6. 契約日は、令和5年4月1日で、契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、別紙8、38ページをご覧ください。

同じく泉大津市小学校給食用牛乳に関する動産の取得について、令和6年度に関する案件でございます。

先ほどの案件と内容等が異なる部分のみ説明いたします。

2. 取得予定金額は3,013万2,000円で、3. 取得予定数量は、45万本、6. 契約日は令和6年4月1日、7. 契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

当課に関する案件は以上でございます。

◎生涯学習課長（中山裕司）引き続きまして生涯学習課所管分についてご説明いたします。

別紙9、39ページをご覧ください。

泉大津市立図書館図書に関する動産の取得についてでございます。1. 取得した動産は、泉大津市立図書館図書で、2. 取得予定金額は3,300万円、3. 取得予定数量は、1万4,000冊でございます。4. 契約の方法は、随意契約で、5. 契約の相手方は、泉大津市田中町10番19号、泉大津市図書納入組合組合長、谷恒臣でございます。6. 契約日は、令和3年4月1日で、7. 契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日でございます。

続きまして、別紙10、40ページをご覧ください。

同じく、泉大津市立図書館図書に関する動産の取得についての令和4年度に関する案件でございます。

先ほどと内容が異なる部分のみ説明いたします。

2. 取得予定金額は3, 100万円、3. 取得予定数量は、1万3, 000冊、
5. 契約の相手方は、泉大津市本町1番1号、泉大津市図書納入組合、組合長、
山崎欣哉でございます。6. 契約日は、令和4年4月1日、期間は令和4年4月
1日から令和5年3月31日でございます。

続きまして、別紙11、41ページをご覧ください。

同じく、泉大津市立図書館図書に関する動産の取得についての令和5年度に
する案件でございます。

先ほどと内容が異なる部分のみ説明いたします。

2. 取得予定金額は3, 049万2, 000円で、3. 取得予定数量は、1万
2, 000冊、5. 契約の相手方は、泉大津市松之浜町一丁目1番7号、泉大津
市図書納入組合、組合長、奥田和男でございます。

6. 契約日は、令和5年4月1日、7. 契約期間は、令和5年4月1日から令
和6年3月31日でございます。

続きまして、別紙12、42ページをご覧ください。

同じく、泉大津市立図書館図書に関する動産の取得についての令和6年度に
する案件でございます。

先ほどの内容が異なる部分のみ説明いたします。

2. 取得予定金額は、3, 000万円、3. 取得予定数量は、1万3, 000
冊、5. 契約の相手方は、泉大津市田中町10番19号、泉大津市図書納入組合、
組合長、谷恒臣でございます。6. 契約日は、令和6年4月1日、7. 契約期間
は、令和6年4月1日から令和7年3月31日でございます。

◆教育委員（西尾剛）2, 000万円以上の動産の取得の場合、議会の議決が必要
のことですが、単価でいうと、牛乳は1個あたり70円ぐらいですよね。1個
単位で見ると、議決は必要ではないと思います。或いは、この3, 000万でも
1回でまとめているから議決が必要となるが、例えば1, 500万円と1, 50
0万円で2回に分けた場合は、議決は必要ではないとなるのでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）他市で、議決がいるのに、議決を経ずに動産を購入し
ていたということで問題視されたケースがあり、その影響で、本市も調査したと
ころ、今まで西尾委員がおっしゃるように、単価契約であれば、総額がいくら
でも議決は要らないという考え方もありましたが、今回を機に、もともと購入す
る量が決まっていて、それが2, 000万円を超えるのであれば、議決が必要で
あると顧問弁護士との協議も踏まえて、こういった動きになったということが実
際の経緯ではございます。

※報告第6号終結

△日程第12報告第7号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に
に基づき、後援を承認いたしましたので、報告するものでございます。

対象期間は令和7年2月1日から2月28日まででございます。

内容につきましては別紙13、44ページをご覧ください。

申請件数は14件で1件を不承認しております。

番号2、10、12、13については、新規団体及び新規事業でございまして、
団体要件として、それぞれ、世代間等の居場所づくり、芸術・文化振興、親子の

学びや子育て支援を目的とした市民団体ならびに地方公共団体であること、事業要件として、それぞれ健康と食育の推進を目的とした映画上映、人間浄瑠璃実演と体験、SDGsの意識醸成、子どもの金融教育等の事業内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、市内で開催されることから広く市民が参加できるもの、かつ、主催者に事業遂行能力が認められると判断し承認したものです。

なお、不承認案件につきましては、申請者が規定するプライバシーポリシー、「個人情報を収集・利用する目的」にございます「ユーザーが利用中のサービスの新機能、更新情報、キャンペーン等及び当社が提供する他のサービスの案内のメールを送付するため」という内容が、教育委員会の後援等に関する誓約書の内容、「後援等に係る事業で知り得た個人情報は当該事業の目的以外に使用しません。」に反するため不承認としたものでございます。

※報告第7号終結

◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

については、日程第13から日程第16を非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第13から日程第16は非公開とします。

午前10時22分終了

議事録署名委員

教育長

教育委員